

駿河台大学教職論集編集委員会並びに論文等の投稿に関する規程

[1] 教職論集の目的

- 1) 本学教職課程に関わる教員等に対し担当科目に係わる論文等を発表する機会を提供する。
- 2) 教職課程運営に係わる当該年度の記録（教職課程登録者数、介護等体験実施者数、教育実習実施者数、課題発見実習実施者数、学校ボランティア等実施者数、教育職員免許状取得予定者数等）を掲載する。

[2] 編集委員会

- 1) 駿河台大学教職論集の編集・発行のため、編集委員会を置く。
- 2) 編集委員会は、3名の教職課程委員から構成される。
- 3) 編集委員長は、編集委員の中から互選される。
- 4) 編集委員長は、投稿状況に応じて、教職課程委員会に対して当該年度の編集委員の増員を求めることができる。教職課程委員会は、編集委員長の求めがあった場合、誠実に対応しなければならない。
- 3) 編集委員会の業務は、以下のものとする。
 - (1)原稿の募集に関すること
 - (2)投稿原稿の編集・校正に関すること
 - (3)教職論集の公開に関すること
 - (4)教職論集の体裁等の校正細則の改訂に関すること
- 4) 編集委員会が教職論集の臨時増刊号を発行する場合は、教職課程委員会の了承を得るものとする。
- 5) 臨時増刊号を発行する場合は、編集委員会が、必要な事項を定めるものとする。

[3] 投稿資格

投稿資格を有する者は、本学専任教員並びに非常勤講師等とし、本学の教職課程科目を担当する者のほか、教職課程主任が特に認めた者とする。

- 1) 「専任教員」とは、「教職に関する科目」及び「教科又は教職に関する科目」を担当する専任教員とし、「教科に関する科目」を担当する専任教員は、学部等の紀要に投稿することを原則とする。ただし、「教科に関する科目」を担当する専任教員が本論集に投稿を希望し、かつ当該論文が教育及び教科教育法の研究並びに教職課程の質向上に資するものと判断される場合は、この限りではない。
- 2) 「非常勤講師」とは、他大学等の専任教員であるなしに関わらず、本学教職課程の「教職に関する科目」及び「教科又は教職に関する科目」を担当する非常勤講師とする。ただし、「教科に関する科目」を担当する非常勤講師が本論集に投稿を希望し、かつ当該論文が教育及び教科教育法の研究並びに教職課程の質向上に資するものと判断される場合は、この限りではない。
- 3) 「教職課程主任が特に認めた者」とは、現に本学の教職課程科目を担当していない場合でも、本学教職課程の質向上に資すると判断される論文等の発表を希望する者とする。ただし、当該論文等の掲載については、教職課程委員会の承認を必要とする。

[4] 投稿論文等

- 1) 「投稿論文等」とは、教育・教職に関する論考、研究ノート、教育実践の記録・分析、書評等であり、未刊行のものとする。
- 2) 投稿希望者が多い場合は、上記の目的に照らして、次のものを優先する場合がある。

- (1)「教職に関する科目」(「教科又は教職に関する科目」を含む。)に係わる論考及び研究ノート
 - (2)「教職に関する科目」(「教科又は教職に関する科目」を含む。)に係わる教育実践の記録・分析
 - (3)「教科に関する科目」に係わる論文等(教育・教職に係わる視点を含むもの)
- 3) 投稿論文等の執筆に際しては、特段の理由がない限り、「駿河台大学教職論集の書式及び校正に関する細則」の定めに従うものとする。

[5] 募集及び応募の期間・手続等

- 1) 応募期間は、9月22日から10月22日までとする。
- 2) 編集委員長は、「教職に関する科目」並びに「教科又は教職に関する科目」及び「教科に関する学部共通科目」(旧教職特設科目)を担当する非常勤講師に対し、論文等の募集の開始について告知する。「教科に関する科目」(学部開設科目)を担当する非常勤講師への告知等については、編集委員会が判断する。
- 2) 投稿希望者は、編集委員長宛のメールにて申し込むこととする。この場合、件名に「投稿希望」と記し、論文等のタイトル、予定ページ枚数(20字×20行での枚数)、投稿論文等の概要を伝えることとする。
- 3) 投稿希望があった場合、編集委員長が投稿希望者に対し「駿河台大学教職論集の書式及び校正に関する細則」をメールにて送付する。

[6] 投稿の締切日・投稿論文等の提出方法

- 1) 投稿の締切日は、12月22日とする。
- 2) 投稿論文等は、メール添付で編集委員長宛に提出する。
- 3) 投稿の締切日を過ぎた原稿は、原則上、受理しない。ただし、投稿者が、原稿の提出を希望するものの、考慮すべき重大な事由が生じ、原稿の提出が遅れる場合は、速やかに編集委員長に連絡し、判断を求めることができる。

[7] 投稿論文等の校正

- 1) 完成原稿にて投稿することを原則とするが、投稿者は、校正を1回、念校(PDF)の確認を行うことができる。
- 2) 投稿論文等の校正は、「駿河台大学教職論集の書式及び校正に関する細則」の定めに従うものとする。

[8] 教職論集の発行及び公開

- 1) 駿河台大学の紀要刊行方針により、電子版のみの発行とする。
- 2) 発行日は、毎年度2月22日とする。
- 3) 教職論集は、駿河台大学学術情報リポジトリにて公開する。

[9] 同意事項

執筆者は、論文等の投稿をもって駿河台大学学術情報リポジトリにて公開することに同意したものとする。

[10] 適用

本規程は、駿河台大学教職論集規程(2016年6月30日)を全面改正したものであり、編集委員会の判断により、教職論集第2号(2016)より適用する。

なお、全面改訂日は、次期教職課程委員会が承認した日とする。